

令和2年度 入札・契約制度の改正について
(建設工事・建設コンサルタント関係)

令和2年3月25日

1 建設工事における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ定めた最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、中央公契連モデル及び国土交通省の基準の見直しに伴い、最低制限価格制度の適用範囲、低入札価格調査制度の適用範囲及び失格判断基準を改正し、令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

	項目	改正前	改正後
最低制限価格制度及び低入札価格調査制度 共通	最低制限価格 及び 調査基準価格	次の計算式で算出した額（税抜） ※土木工事 直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55 ※建築工事 直接工事費×0.9×0.97 + 共通仮設費×0.9 + (直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9 + 一般管理費×0.55 ただし、予定価格の <u>7/10</u> を下限額とする。	次の計算式で算出した額（税抜） ※土木工事 直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.55 ※建築工事 直接工事費×0.9×0.97 + 共通仮設費×0.9 + (直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9 + 一般管理費×0.55 ただし、予定価格の <u>7.5/10</u> を下限額とする。
低入札価格調査制度	失格判断基準	調査基準を下回り、かつ、費目別内訳のいずれかが次の基準に該当する場合は失格 直接工事費 … 設計金額の 90%未満 共通仮設費 … 設計金額の 80%未満 現場管理費 … 設計金額の 80%未満 一般管理費 … 設計金額の <u>45%</u> 未満	調査基準を下回り、かつ、費目別内訳のいずれかが次の基準に該当する場合は失格 直接工事費 … 設計金額の 90%未満 共通仮設費 … 設計金額の 80%未満 現場管理費 … 設計金額の 80%未満 一般管理費 … 設計金額の <u>30%</u> 未満

2 建設工事における最低制限価格制度実施要領の運用及び低入札価格調査制度実施要領の運用の改正について

宇和島市が発注する建設工事において、ダンピング（低入札）受注による工事品質の低下、下請け・資材業者へのしわ寄せ、労働条件悪化等の更なる防止を図るため、最低制限価格制度実施要領の運用及び低入札価格調査制度実施要領の運用を改正し、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

【改正概要】

- 「工事目的物を伴わない解体工事」について、1 年間の試行期間を設けて、予定価格に関わらず、**低入札価格調査制度（失格判断基準を含む）の適用対象とします。**
- 「工事目的物を伴わない解体工事を除く浚渫・土砂撤去等工事」及び「建築設備系工事のうち、主として工場製作を対象とした工事等」について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度（失格判断基準を含む）の適用対象とします。

3 平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いについて

平成 30 年 10 月 1 日より実施しております、平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いに関する特例措置について、令和 2 年度も一部改正のうえ継続します。

【改正概要】

（現場代理人の常駐緩和）

- 対象となる発注機関である「宇和島市、宇和島市水道局、宇和島市病院局及び宇和島地区広域事務組合並びに愛媛県」の兼任要件を削除します。（発注機関による要件はありません。）
- 対象の施工場所である「宇和島市内において施工される」の兼任要件を削除し、**「兼任する工事の各現場間が最短で 60 分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が南予地方局管内にあること。」**とします。

（主任技術者の専任）

- 対象となる発注機関である「宇和島市、宇和島市水道局、宇和島市病院局及び宇和島地区広域事務組合並びに愛媛県」の兼任要件を削除します。（発注機関による要件はありません。）
- 対象の施工場所である「宇和島市内において施工される」の兼任要件を削除し、「工事現場相互の最も近い地点の間隔が直線距離で 10km 程度以内であること」のみとします。
- **やむを得ない事情により財政課が認めた場合は、設計金額 1 億円未満の平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等で技術者を配置する場合に限り、3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めないこととします。**なお、特例措置の適用に当たっては、必ず事前に財政課契約係までご相談ください。

4 令和2年度 現場代理人の常駐緩和措置及び主任技術者の専任に係る取扱いについて

平成25年度より実施しております、現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いに関する特例措置について、令和2年度も一部改正のうえ継続します。

【改正概要】

- 対象の発注機関に「津島水道企業団」及び「南予水道企業団」を追加

5 地元業者の受注機会の確保について

地域経済の活性化と地元業者の育成・存続等に配慮し、施工能力等を総合的に勘案して、地元業者の受注機会の確保を基本としています。

また、地域防災力の強化の観点からも、その一翼を担っていただく地元業者の受注機会の確保について、下記のとおり、引き続き取り組んでいくこととします。

- ① 愛媛県の協力を得ながら、市が発注する工事の内容・規模・金額に見合った形で、要領の見直しや体制・制度作り等を行い、令和3年度から「総合評価落札方式」の運用開始を目指します。
ただし、開始時期については、災害復旧工事の状況等を加味したうえで判断します。
- ② 建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）における代表者以外の構成員に係る要件について、3者によるJVを要件とする場合の3者目の登録所在地の要件は「市内」とし、2者によるJVを要件とする場合の2者目の登録所在地の要件は、原則、「市内」とします。
- ③ 建築一式工事等における入札の地域要件設定について、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、地元業者のみを対象とする工事を拡大するものとします。
- ④ 下請負人の選定は、工事請負契約書の特約において、宇和島市内に主たる営業所を有する者を優先して選定するものとしており、愛媛県の取扱いを参考に、令和2年度中に「下請施工について（通知）」の様式を改正し、「市外業者を下請負人」とする場合にその理由を記入する欄を追加するものとします。